

# Layang layanG

7-8月の出来事

## MJIT, JMTI及びJICAマレーシア所員が外務大臣表彰を受賞



JICAが支援を続けるマレーシア日本国際工科院 (MJIT)、日本・マレーシア技術学院 (JMTI)、及びJICAマレーシア事務所に勤務するMuhammad Hafiz bin Othman シニア プログラム マネージャーが、これまでの我が国とマレーシアとの友好親善関係の増進における功績を認められ、外務大臣表彰を受賞しました。MJIT、JMTIは日系企業も多く進出するマレーシアの産業界へ優秀な人材を提供し、経済の発展に貢献しています。Hafiz所員は日馬交流への長年の貢献が認められました。

MJITはJapan Dayでマハティール首相同席のもと、宮川大使から外務大臣表彰の授与

## 言葉の壁を越えて伝わる日本の紙芝居



マレー語での紙芝居

子供たちも自分の紙芝居に挑戦



8月18日-20日にサラワク州立図書館でマレーシア人の紙芝居師によるワークショップを開催しました。紙芝居は演技や視覚によって想像することができるので、英語がわからない子供達もそれぞれの発想で物語を楽しんでいました。それは紙芝居を作る際にも創造力となって活かされ、新しいストーリーがたくさん生まれました。創造性を育む機会の少ないマレーシアの子供達にとって、この経験がよい刺激になったのではないのでしょうか。

青年海外協力隊 (JOCV) サラワク州立図書館

## 自動車の新たな静脈産業の創出へ

8月7日から10日にかけて、マレーシア自動車研究所 (MAI) リソースセンターにおいて、自動車の廃棄・再利用に関する研修が開催されました。自動車の廃棄制度の構築に携わる政府機関、解体や部品の再利用に従事する民間企業や業界団体、これを研究する大学等から約30名が参加。会宝産業株式会社 (金沢市) から派遣された2名の講師の指導と昨年度の本邦研修参加者の補佐の下、自動車の解体実習も実施されました。



解体作業実習

LEP2.0研修 使用済み車両リサイクル (ELV) 期間: 2017年度~2019年度 馬側機関: マレーシア自動車研究所 (MAI)



今年は大豊作で安くなった果物の王様ドリアン。マレーシアではドリアン入りのお菓子も大人気。

## 多岐に亘る機関が集結、障害者の就労移行支援環境の整備へ

8月8日、9日、社会福祉局にて、就労移行支援セミナーが開催されました。2005年から10年実施したJICAの障害者支援分野の協力の結果、今後の主要課題の一つとして認識されているのが、就労移行支援制度の構築です。当地のNGO、福祉施設の他、教育省、人的資源省、保健省などの幅広い行政機関の関係者も出席。日馬で支援に携わる講師が招かれ、行政による支援制度から、適性分析、支援計画作成や訓練などの就労支援サービスに至るまで議論されました。



参加者記念撮影

LEP2.0研修 障害者を対象とした就労移行支援システムの構築 期間：2016年度～2018年度 馬側機関：社会福祉局

## 介護の森が案件化調査を開始

中小企業海外展開支援事業で、介護の森株式会社（鹿児島市）を実施者とする案件化調査が開始されました。開始に当たり、7月17日に、マレーシアの女性・家族・コミュニティ開発省でキック・オフミーティングが開催され、同省の副事務次官であるAzman bin Mohd Yusof氏が議長を務めました。同ミーティングでは、女性省側から、日本の介護制度の仕組みについて熱心な質問が多数寄せられました。今後、同国における介護の潜在的ニーズについて調査する予定です。



調査開始に向けた関係者  
キック・オフミーティング

「日本式介護予防技術・サービスの導入及び介護人材育成システムに関する案件化調査」 期間：2018/7開始 マ側機関：社会福祉局・UPM

## その他のニュース

- 現在の姿から新たな知の共創へー第三国研修への開発経験適用調査（2018年9月28日）  
<https://www.jica.go.jp/malaysia/office/information/event/180928.html>
- 第三国研修のインパクトと可視化の推進を確認ー南南協力年次協議と第三国研修ワークショップの開催：（2018年9月13日）  
<https://www.jica.go.jp/malaysia/office/information/event/180913.html>
- マレーシアの貿易円滑化を支える税関プロジェクトー貿易円滑化と原産地規則（2018年8月15日）  
<https://www.jica.go.jp/malaysia/office/information/event/180815.html>
- マレーシアの経験がパレスチナ工業団地開発に貢献ー第三国研修 中小企業支援（2018年8月2日）  
<https://www.jica.go.jp/malaysia/office/information/event/180802.html>



## 日本・マレーシア経済連携協定（EPA）の活用

JICAが実施している中小企業海外展開支援事業中、普及・実証事業では、通常、機材の輸入を伴います。この機材の輸入にかかわる輸入税などの扱いが問題となることがありますが、日本とマレーシア間では、経済連携協定（EPA）が既に2006年に発効し、10年以上が経過していることから、多くの品目で関税が0%となっています。

JICAと普及・実証事業の実施者である企業との間の契約では、機材輸入に際して関税については費用として計上することができ、必ずしもEPAに基づく免税申請をする必要はないとされています。ただ、中小企業海外展開支援事業については、普及・実証事業の実施後にも提案企業による事業活動の継続が求められており、普及・実証事業期間中にEPAを積極的に活用し、企業側が輸入手続きにも精通することは、有効であると考えられます。将来必要となる免税のやり方も理解できるため、以後の事業展開に有利に運ぶと考えるからです。

実際に、現在実施中の太洋商事（株）の普及・実証事業では、使用する機材について、日マレーシアEPAに基づいて関税を免税し輸入することができました。また、同じく（株）ピューズの普及・実証事業では、EVバスの輸入について、現在、EPAに基づく免税申請をしているところで、これが承認されれば、通常は30%かかる関税が免税となります。

ちなみに、免税申請するためには、まず機材がどの物品にあたるのか、マレーシア税関の判断したHSコードを調べる必要があります。次いで、経済連携協定（EPA）の特恵関税率と最恵国（MFN）税率を調べ、EPAの方が低ければ、EPA申請が有用となります。最後に、対象の物品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たす場合は、それを日本の最寄りの商工会議所にて原産地証明を発行してもらう流れとなっています。

上記のように、マレーシアでの普及・実証事業の実施の利点の一つとして、EPA発効から10年以上が経ち、既にほとんどの品目で関税が0%となっていることがあげられ、ここで手続きに精通しておくことは、将来他の東南アジアへの事業展開を考える際にも、良い経験になると考えられます。

（民間企業連携担当 企画調査員 角 幸康）

JICAマレーシア及びニュースレターのバックナンバーはこちら→ <http://www.jica.go.jp/malaysia/index.html>

JICAホームページはこちらから→ <http://www.jica.go.jp>

配信(追加、停止等)に関するご希望、ご意見、ご要望など → [ms\\_oso\\_rep@jica.go.jp](mailto:ms_oso_rep@jica.go.jp)

### JICA Malaysia Office

Level 29, Menara Citibank, 165 Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur Malaysia  
Tel: 603-2166 8900 Fax:603-2166 5900 E mail address : [ms\\_oso\\_rep@jica.go.jp](mailto:ms_oso_rep@jica.go.jp)